

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 平成28年10月01日	京都市民法律相談事業業務委託(平成28年度下半期)	13,124,470	文化市民局 くらし安全推進部 消費生活総合センター	京都弁護士会	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
002 平成29年03月26日	京都市美術館再整備工事に伴う設計監修業務委託 ただし、建築及び設備実施設計監修業務委託	24,732,000	文化市民局美術館総務課	青木淳・西澤徹夫設計共同体	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
003 平成29年03月08日	「二条城桜まつり2017」事業実施委託	18,371,200	文化市民局元離宮二条城事務所	株式会社ネイキッド	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
004 平成28年12月13日	二条城二之丸御殿大広間展示人形修復等業務委託	9,631,440	文化市民局元離宮二条城事務所	有職御人形司 伊東久重	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
005 平成28年12月26日	二条城二之丸御殿白書院展示人形修復等業務委託	7,011,360	文化市民局元離宮二条城事務所	有職御人形司 伊東久重	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
006 平成28年11月28日	京都アクアリーナ熱源コントローラ更新業務委託	8,996,400	文化市民局市民スポーツ振興室	アズビル(株)	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
007 平成28年12月27日	桂川緑地久我橋東詰公園サッカー場・多目的広場点検整備業務委託	6,048,000	文化市民局市民スポーツ振興室	長谷川体育施設(株)	地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号
008 平成29年01月11日	西京極総合運動公園野球場観客席点検整備業務委託	5,987,736	文化市民局市民スポーツ振興室	(株)ブチスポーツ	地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号
009 平成29年02月14日	京都市男女共同参画推進課分室整備工事 ただし、給水設備改修工事	2,694,600	文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課	有限会社矢野設備	地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市民法律相談事業業務委託（平成28年度下半期）
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
- 3 契約締結日
平成28年10月1日
- 4 履行期間
平成28年10月1日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区富小路通丸太町下る榊屋町1番地
京都弁護士会
- 6 契約金額（税込み）
13,124,470円
- 7 契約内容
京都市民無料法律相談事業業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務の実施に当たっては、本市が指定した日に、複数の弁護士を相談員として配置する必要があるが、同一日における多数の弁護士の動員が可能であるとともに、担当弁護士が従事できないなどの突発的な事故が生じた場合であっても、代替弁護士の確保を確実にできる契約の相手方は京都弁護士会のみであることから、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館再整備工事に伴う設計監修業務委託 ただし、建築及び設備実施設計監修業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成29年3月26日
- 4 履行期間
着手命令日から10箇月間
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区南青山6-11-8
青木淳・西澤徹夫設計共同体
- 6 契約金額（税込み）
24,732,000円
- 7 契約内容
京都市美術館再整備工事の実施設計を行うにあたり、基本設計の内容等の説明及び質疑回答、実施設計図書の確認及び指導、設計説明資料の設計理念、方針等に関する資料作成及び景観シミュレーション、完成予想パース、許認可申請資料等の作成指導、美術館本館改修・整備方針に対する助言指導を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市美術館再整備工事を円滑に遂行するにあたって、実施設計者は「京都市美術館再整備工事基本設計（平成28年6月）」（以下「基本設計」という。）の内容・意図を熟知し、再整備工事に係る理念と方針を正確に実施設計に反映する必要がある。
本業務は、これらの実現のために、基本設計における理念、方針、計画、それらに基づく詳細な仕様及び納まり等について資料や図面等で表現し、実施設計者に正確に説明できるような高度な知識及び技術力を必要とする。
したがって、本件については、特殊な知識・能力等を有することが必要であり、性質又は目的が競争入札に適さず、価格以外の要素によって相手方を選定することが妥当であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」イ（イ）の基準に基づき、京都市美術館再整備工事の基本設計業務を受託していた青木淳・西澤徹夫設計共同体を受託業者として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「二条城桜まつり2017」事業実施委託
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成29年3月8日
- 4 履行期間
平成29年4月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区元代々木町25-8 株式会社ネイキッド
- 6 契約金額（税込み）
18,371,200円
- 7 契約内容
 - (1) 夜間ライトアップを含む「二条城桜まつり2017」開催期間中の企画、演出、設営及び運営管理業務
 - (2) 広報業務
 - (3) 事業終了後の設営撤去及び原状回復
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、当該事業に関し甲が必要と認める事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

春の二条城の魅力を市民や国内外の観光客の皆様に堪能していただくとともに、来城者の増加を図り、文化財保全に係る費用の獲得を図るため、「二条城桜まつり2017」を実施する。実施にあたっては、効果的・効率的に推進するとともに、その遂行には専門的知識及び技術を必要とするため、専門業者に委託する。

事業実施業者の選定にあたっては、候補者の企画・運営能力、文化芸術及び文化財保護に対する知識、信頼性等の様々な要素を総合的に考慮する必要があることから、各候補者に提案を求める総合評価（プロポーザル）方式により選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8に同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城二之丸御殿大広間展示人形修復等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成28年12月13日
- 4 履行期間
平成29年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区衣笠鏡石町8 有職御人形司 伊東久重
- 6 契約金額（税込み）
9,631,440円
- 7 契約内容
二条城二の丸御殿大広間展示人形（時代風俗人形）16体の化粧直し等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城の二之丸御殿大広間では、大政奉還の意思表示を再現するための時代風俗人形（御所人形を等身大にしたもの）を配置している。
現在、配置している時代風俗人形については、国宝・重要文化財である二条城二之丸御殿の格式、歴史的文化的価値にふさわしいものとなるよう昭和30年代に有職御所人形司伊東久重（10世）によって、作製されたものである。

伊東久重9世の時代に始まり、10世がその技法の礎を完成させた時代風俗人形は、宮内庁の依頼により京都御所にも納品されるなど当時から貴重品として珍重されており、二条城の時代風俗人形は、伊東久重10世が円熟期に作成した作品であり、昭和30年代から永く観覧者に親しまれており、歴史的及び文化的に価値を有する芸術作品である。

そのため、人形等のリニューアルに当たっては、新規で調達する方法も検討したが、高い価値を有する人形を撤去せず化粧及び衣装直しを施すことが妥当である。

伊東久重家は、明和4年に後桜町天皇より「有職御人形司 伊東久重」の名を拝領し、その名と技術を連綿と受け継いでいる人形司であり、人形の製作手法では、一般に頭を粘土や石膏等を材料として利用することが多いが、伊東久重家では30年以上自然乾燥させた桐の木を彫刻するという「木彫法」を初代から伝承し、その桐の木地に肌色を少し交えた胡粉を50回ほど塗り重ね、磨くことで独特の光沢を出している。

受託候補者の選定に当たっては、京人形商業協同組合に事前に聞き取りを実施したが、他の人形師が製作した手順を確認することや顔などの雰囲気を変えずに修復することが難しいため、他の人形師が修復を担うことができない事例が多いとの意見をj得ている。

芸術作品である伊東久重10世製作の時代風俗人形の修復に当たっては、人形師によって異なる製作手順及び材料についての専門的な知見を有することはもとより、人形一体一体の損傷状態の確認、修復作業工程及び具材の選定並びに修復するための技術を有するとともに、時代風俗人形の歴史的文化的価値を棄損することなく業務を履行することを要し、それらの条件を満たす者が有職御人形司伊東久重12世に限られるため、本業務の契約は随意契約によることとする。

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン

2(1)イ(イ)

特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の他の者が有しない専門的な知識、技術等を必要とするもの

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8に同じ。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城二之丸御殿白書院展示人形修復等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成28年12月26日
- 4 履行期間
平成29年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区衣笠鏡石町8 有職御人形司 伊東久重
- 6 契約金額（税込み）
7, 0 1 1, 3 6 0 円
- 7 契約内容
二条城二の丸御殿白書院展示人形（時代風俗人形）5体の化粧直し等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

二条城の二之丸御殿白書院では、将軍の日常生活の様子を再現するための時代風俗人形（御所人形を等身大にしたもの）を配置している。

現在、配置している時代風俗人形については、国宝・重要文化財である二条城二之丸御殿の格式、歴史的文化的価値にふさわしいものとなるよう昭和30年代に有職御所人形司伊東久重（10世）によって、作製されたものである。

伊東久重9世の時代に始まり、10世がその技法の礎を完成させた時代風俗人形は、宮内庁の依頼により京都御所にも納品されるなど当時から貴重品として珍重されており、二条城の時代風俗人形は、伊東久重10世が円熟期に作成した作品であり、昭和30年代から永く観覧者に親しまれており、歴史的及び文化的に価値を有する芸術作品である。

そのため、人形等のリニューアルに当たっては、高い価値を有する人形を撤去せず化粧及び衣装直しを施すことが妥当であるが、損傷が大きい人形については、新規で調達する。

伊東久重家は、明和4年に後桜町天皇より「有職御人形司 伊東久重」の名を拝領し、その名と技術を連綿と受け継いでいる人形司であり、人形の製作手法では、一般に頭を粘土や石膏等を材料として利用することが多いが、伊東久重家では30年以上自然乾燥させた桐の木を彫刻するという「木彫法」を初代から伝承し、その桐の木地に肌色を少し交えた胡粉を50回ほど塗り重ね、磨くことで独特の光沢を出している。

受託候補者の選定に当たっては、京人形商業協同組合に事前に聞き取りを実施したが、他の人形師が製作した手順を確認することや顔などの雰囲気を変えずに修復することが難しいため、他の人形師が修復を担うことができない事例が多いとの意見を得ている。

芸術作品である伊東久重10世製作の時代風俗人形の修復に当たっては、人形師によって異なる製作手順及び材料についての専門的な知見を有することはもとより、人形一体一体の損傷状態の確認、修復作業工程及び具材の選定並びに修復するための技術を有するとともに、時代風俗人形の歴史的文化的価値を棄損することなく業務を履行することを要し、また、新調する人形においても他の修復した人形との統一をとる必要があり、それらの条件を満たす者が有職御人形司伊東久重12世に限られるため、本業務の契約は随意契約によることとする。

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン

2 (1) イ (イ)

特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の他の者が有しない専門的な知識、技術等を必要とするもの

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8に同じ。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナ熱源コントローラ更新業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成28年11月28日
- 4 履行期間
平成28年11月28日～平成29年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
所在地：京都府京都市上京区一条通御前通西入大東町9-9
名称：アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社
- 6 契約金額（税込み）
8,996,400円
- 7 契約内容
館内の熱源管理コントローラの更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
アクアリーナサブプール等の水温については、アズビル社製の機器により、自動制御、監視している。今回の熱源コントローラの更新を行うに当たっては同社以外の機器では、その他の監視装置等との連携が保たれず、本機器の製造メーカーであるアズビル（株）以外では契約の目的を達成できないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桂川緑地久我橋東詰公園サッカー場・多目的広場点検整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成28年12月27日
- 4 履行期間
平成28年12月28日～平成29年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
所在地：大阪府大阪府中央区船越町2丁目4番12号
名称：長谷川体育施設株式会社関西支店
- 6 契約金額（税込み）
6,048,000円
- 7 契約内容
桂川緑地久我橋東詰公園において施設の点検整備（ゴール等の破損状況、グラウンド状態確認等）を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
桂川緑地久我橋東詰公園において平成28年9月台風16号の影響により、浸水被害が発生した。当該公園については、近年毎年のように台風等による浸水被害が続いているものの、今回は例年と比べて比較的被害が少なかったことから、指定管理者において清掃及び土の敷均し等を行い、施設の供用を行っていたが、真砂土の流出が多く、代わりに川砂が多く堆積していたことから、指定管理者における復旧後も十分に土砂が締め固まらず、その後の雨水や利用者のプレーにより土砂が流れ、また掘り起こされることにより、土中の礫石がグラウンド等の表面に浮き上がってきたことが、指定管理者や利用者から新たに報告された。
利用者のケガに繋がることから、利用者から早急な改善が必要であり、また、2月には大会予定されていたことから、遅くとも1月末までには川砂や礫石の撤去、真砂土の補充・整地・転圧等を完了しておく必要があり、緊急に対応する必要があったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

緊急対応の必要により一般競争入札に付することができなかつたため、見積り合わせにより契約の相手方を選定することとし、過去に当該公園の災害復旧を行ったことのある業者に加え、複数の業者に見積書の提出を求めたところ、3者からの見積書の提出を受けた。その中で長谷川体育施設株式会社が最も低い金額を提示したため、契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園野球場観客席点検整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成29年1月11日
- 4 履行期間
平成29年1月12日～平成29年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
所在地：京都府京都市上京区一条通御前通西入大東町9-9
名称：株式会社プチスポーツ
- 6 契約金額（税込み）
5,987,736円
- 7 契約内容
西京極総合運動公園野球場（わかさスタジアム京都）において劣化している観客席の点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市西京極総合運動公園野球場（わかさスタジアム京都）は、高校野球やプロ野球をはじめ、大学野球，社会人野球，少年野球及びソフトボール等の全国規模，近畿規模等の大規模大会が開催される施設であり，観客も非常に多く集まる施設である。
そのため，観客席について損傷等が激しく，随時，修繕等を行ってきたが，28年度において，大会関係者や観客から強い苦情が多く寄せられ，早急にベンチの点検整備を行わなければならない状況となった。ベンチの点検や資材調達及び製作に3箇月程度必要になるとともに，大規模大会が多く開催される4月までには改善する必要があったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急対応の必要により一般競争入札に付することができなかったため，見積り合わせにより契約の相手方を選定することとし，複数の業者に見積書の提出を求めたところ，3者からの見積書の提出を受けた。その中で株式会社プチスポーツが最も低い金額を提示したため，契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市男女共同参画推進課分室整備工事 ただし、給水設備改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
- 3 契約締結日
平成29年2月14日
- 4 履行期間
平成29年2月15日～3月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区久世東土川町200-58
有限会社矢野設備
- 6 契約金額（税込み）
2,694,600円
- 7 契約内容
給水設備の経年劣化に伴い給水方式を高置水槽方式から直圧給水方式に全面的に改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札を行ったところ、入札に応じる者がなく、不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
オープンカウンター方式による公募型見積り合わせを実施した結果、2社から見積書が提出され、最も低い金額を提示した有限会社矢野設備を契約の相手方とした。
- 11 その他